

事業所等訪問支援

福岡県発達障がい者支援センターでは、事業所を対象とした支援事業を行っています。発達特性のある方への支援方法を職員全体で学びたい、利用者への対応について相談したいなど、ご相談ください。

【支援事業のコース】

- ① **訪問研修**：発達障がいに関する基本的な理解や対応についての学習です。
- ② **対応相談**：対象者の支援において悩んでいること、困っていることについてご相談をお聞きし、対応について話し合います。
- ③ **定期訪問**：アセスメントに基づく計画、実行、振り返りといった一連の支援を一緒に取り組んでいきます。

【各コースについての詳細】

① 訪問研修

- 講義を聞くだけでなく、質疑・応答の時間がありますので、講義を聞いて疑問に思ったことや、現在関わっておられる利用者への対応についての質問なども可能です。
- 事例検討会として行うことも可能です。
- 1回ごとのご利用で、時間は2～3時間になります。

② 対応相談

- 事業所をご訪問し、対象者の行動観察と支援者からのヒアリングを行い、対象者への対応について一緒に検討します。
- 話し合いの場には、ご担当者のみではなく、管理職等の責任者の方のご同席もお願いいたします。
- 単回(1回毎)のご利用になります。時間は2～4時間を想定しています。

③ 定期訪問支援

- 特に、行動障害・行動問題が起こっている場合は、特性を踏まえて支援の組立(環境調整を含む)を見直す必要があります。
- 担当者お一人で取り組むことではなく、事業所職員皆様の理解があることも大切です。そのため、最初に研修から行う場合もあります。
- 初回訪問から振り返りまで、6回程度の訪問を想定しています。

【対象】

福岡地域(※)に所在する障害福祉サービス事業所等

※系島市、宗像市、福津市、古賀市、新宮町、久山町、篠栗町、粕屋町、須恵町、志免町、宇美町、太宰府市、春日市、大野城市、那珂川市、筑紫野市、筑前町、朝倉市、東峰村

【申込方法】

申込書をメールまたはFAXでお送りください。

